

## 球磨村商工業者物価高騰対策支援補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、石油価格等物価高騰の影響を受けている商工業者の負担軽減を図るため、球磨村（以下、本村という）で事業を営む商工業者に対し、村の予算の範囲内で補助金を交付することに関し、球磨村補助金等交付規則（平成3年球磨村規則第1号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 令和8年12月31日より以前から、本村内で商工業を営んでいること。（法人にあっては村内を本店所在地とした法人登記がなされ、個人事業主にあっては本村の住民基本台帳に記載されていること。）
- (2) 申請日時時点で球磨村商工会員であること。
- (3) 補助金の交付を受けた後においても事業継続の意思があること。
- (4) この要綱に基づく補助金の交付を過去に受けていないこと。

2 前項に定めるもののほか、村長が必要と認める者に対しては、補助金を交付できるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象としない。

- (1) 球磨村暴力団排除条例（平成23年球磨村条例第11号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員
- (2) その他村長が不相当と認める者

### (補助対象経費)

第3条 補助対象となる経費（以下、補助対象経費）は別表1のとおりとする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、令和8年1月1日から令和8年12月31日までににかかった補助対象経費の2分の1の金額とし、上限を10万円とする。

2 国、県その他の機関から補助対象経費について補助金等の交付を受けている場合は、補助対象経費から当該補助金等の額を差し引くものとする。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、球磨村商工業者物価高騰対策支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、村

長に提出しなければならない。

(1) 次に掲げる書類

ア 収支報告書

イ 領収書等支払った事が証明できる書類

(2) 前号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類。

2 補助金の申請は、令和9年1月29日までに行わなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 村長は、前条第1項の交付申請書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、適当と認めるときは、球磨村商工業者物価高騰対策支援補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 村長は、補助金の交付をしないことを決定したときは、球磨村商工業者物価高騰対策支援補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、次に掲げる書類により村長に補助金の交付を請求するものとする。

(1) 球磨村商工業者物価高騰対策支援補助金請求書(様式第4号)

(2) 補助金の振込先口座の通帳の写し

(補助金の返還)

第8条 村長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽その他の不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他村長が必要と認めたとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表 1

摘 要	備 考
仕入れ	
備品購入費	
消耗品費	
修繕料	
電気料	事業所と自宅が同じ場合は、按分する事とし、按分比率及び根拠を収支報告書の備考欄に記載すること。
水道料	事業所と自宅が同じ場合は、按分する事とし、按分比率及び根拠を収支報告書の備考欄に記載すること。
燃料費	事業用と自家用車分が区別できない場合は、それぞれ費用を按分する事とし、按分比率及び根拠を収支報告書の備考欄に記載すること。